





## ●輸送の安全確保に関する教育及び研修

### 1. 乗務員への教育や訓練の実施

毎月定期的に事業所毎に乗務員への教育訓練を実施し、その内容を記録保管また、危険予知トレーニングの実施やエコドライブ等の外部研修会等へも積極的に参加させ安全意識の向上を行なう。また、転倒や腰痛労災の防止を強化する。

### 2. 乗務員への安全運転個別指導

車載機の運行データを活用し、乗務員へ個別に安全運転指導を行いその内容を記録保存する。交通違反者への特別指導を実施する。

### 3. 乗務員への特別教育

初任運転者や高齢運転者、および事故惹起運転者へは所定の講習を受講させ危険予知トレーニングや交通事故原因の検証などを行い、再発防止を図る。特に、事故惹起運転者へは、外部機関の特別教育などを受講させ、安全運転の意識徹底をはかる。

### 4. 協力会社との事故防止会議

より安全な輸送品質向上のため弊社の輸送業務を委託している協力会社と繁忙期を向かえる前に年間三回商品事故防止会議を開催、情報共有や輸送品質の統一を図り、外部講師による安全管理に関する講演会を実施し、安全輸送の意識向上を図る。

### 5. 指導者の育成

乗務員指導を行う側の指導者教育を強化し輸送の安全確保と品質の向上を図る。

## ●輸送の安全確保に関する内部監査

運輸安全マネジメント・システムが効果的に維持・運用されているかを毎年二回定時に内部監査を実施する。また、社長が監査が必要と認めた場合につき、臨時に内部監査を実施し、輸送の安全性の向上に努める。

### 1. 内部監査の計画

安全管理課が主体となり、毎年二回各事業所単位にて監査を実施する。監査通知及び監査日程は事業所と安全管理課で調整し決定する。

### 2. 内部監査の実施・報告

監査は、一般貨物運送事業の法令を基準とし実施、監査終了後は事業所責任者及び運行管理者へ結果報告の上、社長へ監査結果報告書提出する。

### 3. 改善とフォローアップ

監査により改善が必要な場合は、事業所責任者及び運行管理者へ不適合項目に対し改善指示をする。原因分析し速やかに改善措置を行い、改善報告書にて提出する。改善措置が妥当

と判断できない場合は改善報告書の再提出を指示する。また、改善措置の効果を確実にするため必要に応じて再監査実施書類による確認を行い、次回監査時にも必ず改善されていることを確認する。

#### 4. 予防措置

予防措置が必要であると判断した場合は、事業所責任者及び運行管理者へ予防措置の実施を指示する。原因分析し、速やかに予防措置を行い、予防措置報告書にて提出する。予防措置が妥当と判断できない場合は、予防措置報告書の再提出を指示する。また予防措置の効果を確実にするため、必要に応じて監査実施、書類確認を行い、次回監査時にも必ず実施されていることを確認する。

#### 5. 記録の保存

安全管理課は、内部監査の記録として、監査の際に使用した報告書などの関係書類を保存する。

#### ●内部監査により講じた措置の内容

2019年度に実施した内部監査に基づき、指摘事項を適宜改善実行した。

日本チルド物流株式会社  
代表取締役 前田 和幸